

お知らせ版

令和4年
1月19日

編集・発行
桑折町総合政策課

桑折町大字谷地
字道下 22-7
☎ 582-2111 (代)
☎ 582-2115
FAX 582-2479
✉ seisaku@town.
koori.fukushima.jp

新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を

町民の皆さまへ

事業主・施設管理者の皆さまへ

年明け以降、感染力の強い「オミクロン株」の市中感染などにより、全国的に急激なスピードで新規感染者が増えています。県内においてもオミクロン株によるクラスターの発生や市中感染などにより、新規感染者が急増し、警戒を強化するレベルになっています。

皆さまにおかれましては、オミクロン株がこれまでにない感染力の強さ・脅威であることを常に念頭においていただき、この危機を乗り越えるため、特に以下の事項に留意し、さらなる感染対策の徹底をお願いします。

①基本的な感染対策と症状がある場合の対応

- 体調管理に十分注意し、マスクの着用や手洗い、手指の消毒、換気、人との距離をとるなど、基本的な感染対策を常に実行しましょう。
- 咳やのどの痛み、発熱など、軽い症状であっても、体調の異変を感じたら、登校、出勤などの外出を控え、医療機関に相談してください。

②移動する際の注意

- 県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は控えてください。

③飲食時の注意

- 感染対策の徹底された飲食店を利用してください。大人数・長時間の飲食は控えてください。
 - 自宅での会食などの機会にも、しっかりと感染対策をお願いします。
- ④事業主・施設管理者の皆さまへ
- 体調管理の確認や感染対策の徹底など引き続きご協力をお願いします。
 - ローテーション勤務、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの活用をお願いします。
 - 業種別ガイドラインを遵守してください。
 - 生活や経済の安定確保のため、BCP＝事業継続計画の再確認（未策定の場合は、早急に策定）をしてください。

■感染の不安を感じる場合の対応

症状がない人でも、大勢の集まるような感染リスクが高い場所に行ったり、久しぶりに会った人と飲食などで一緒に過ごしたり、旅行など広域的な移動により感染の不安を感じた場合は、ぜひ無料検査を受けてください。

■1、2回目のワクチン接種

県内で12月に感染が確認された人のうち、約7割の人はワクチンを接種していないことが分かりました。1回目、2回目の未接種の人は、これからでも接種可能ですので、健康福祉課（☎ 582-1133）にご相談ください。

1月19日 桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋宣博

「子育て世帯への臨時特別給付金」所得制限を撤廃します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、0歳から18歳までの児童に対する1人当たり10万円の特別給付金について、**町では、所得制限を撤廃し、全ての子育て世帯へ給付することとしました。**申請が「不要な場合」と「必要な場合」がありますので、ご確認ください。

■対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日に生まれた児童

■給付対象者

令和3年9月30日（基準日）時点で対象児童を養育している世帯のうち、**児童を養育している者の所得が児童手当（本則給付）基準を超える世帯**

■給付額

対象児童1人あたり10万円

■給付方法

【申請が不要な人】

- ①令和3年9月分児童手当の特例給付が桑折町から支払われた世帯（中学生以下の児童を養育している世帯）。

※個別通知でお知らせします。

※高校生の兄弟がいる場合、併せて振り込みます。

【申請が必要な人】

- ②高校生のみを養育する世帯
③保護者が公務員の世帯
④新生児
(令和3年9月1日から令和4年3月31日の間に生まれた児童)。

○手続き

令和3年12月27日付で個別通知している『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付についてのお知らせ』を確認し、必要書類を添付して申請してください。

○受付期間 3月31日(必着)
※3月出生児に関しては、別途ご案内します。

○給付時期 順次給付します。
※詳しい添付書類などは、ホームページで確認できます。

■申請書提出先・問い合わせ

〒969-1692
桑折町大字谷地字道下22番地7
健康福祉課
子育て支援係
☎ 582-1133



詳細はこちら

後期高齢者医療 医療費のお知らせ(医療費通知)

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に自己の健康管理と医療に対する関心を高めていただくために、**毎年1回「医療費のお知らせ」を送付**しています。

令和3年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を、令和4年2月下旬より順次発送しますので、到着しましたら、自分の受診状況などについて確認をお願いします。なお、対象期間内に医療機関への受診がなかった場合は、通知は発行されません。

「医療費のお知らせ」については、**県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いします。**また「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合において、「自己負担相当額」と実際に負担した額が異なるときは、補填された金額(高額療養費など)を差し引くなど、自身で訂正し、申告してください。なお、医療費控除の詳細に関しては、最寄りの税務署まで。

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 528-9025

福島地方気象台出前講座 「気象情報の利活用」

気象台が発表する天気予報や特別警報など、防災気象情報の種類や利用方法について、福島地方気象台の職員が分かりやすくお話しします。

■日時 2月9日(木) 10:00～11:00

■場所 イコーゼ

■申し込み・問い合わせ 中央公民館(イコーゼ内)に2月2日(木)まで、電話(☎582-3129)で申し込みください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催が中止になる場合があります。

文化財を守りましょう

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。町内にも国指定重要文化財「旧伊達郡役所」をはじめ、未来に継承すべき歴史的財産が多くあります。火災が発生しやすい時期ですので、家庭でも火災の発生の予防に努めましょう。

◆旧伊達郡役所放水訓練

■日時 1月28日(金) 13:30～

※職員による放水訓練が実施されますので、ご来館時、ご注意ください。

生涯学習課 歴史文化係 ☎ 582-2408

子育て世帯向け定住促進住宅 「Sumo-yo」募集開始

桑折駅前団地(東段地内、上郡字堰上地内)のうち10戸について、町への定住を希望する子育て世帯を対象にした住宅「スモヨ」として、1月17日から募集を開始します。

■募集戸数

町内在住者向け5戸、町外在住者向け5戸

■申し込み 町内在住者向けは2月15日(木)まで

※応募者多数の場合は、2月20日(日)に抽選会を実施する予定です。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

まちづくり推進課 土地開発係 ☎ 582-2124



旧役場庁舎の解体工事開始

昨年、民間事業者(株)シゲキ(会津若松市)へ売却した旧役場庁舎について、事業者による解体工事が2月から始まります。解体業者において交通誘導員およびガードマンを設置し、安全に十分配慮して工事を進めてまいります。住民の皆さんには、工事車両の音・振動などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■期間 2月1日～4月30日

■場所 旧役場庁舎(字東大隅地内)

■時間 8:30～17:30

(登校時間中の解体作業は行いません)

■解体業者 株式会社リング(会津若松市)

☎ 0242-85-7439

総務課 財政係 ☎ 582-2111

マジック教室 参加者募集

講師の手品を見ているだけでも十分に楽しむことができます。さらに、いつも会っている人をちょっと驚かせる簡単な手品の仕掛けを学ぶこともできます。マジックの世界に触れてみてはいかがでしょうか。

■日時 2月16日(木) 9:30～11:30

■会場 イコーゼ

■講師 渡辺勝則さん(国見町在住)

■申し込み・問い合わせ 中央公民館(イコーゼ内)

に2月14日(水)まで、電話(☎582-3129)で申し込みください。

区域指定(下郡上代・下)に係る公聴会

先にお知らせした公聴会(1月19日開催予定)は公述人の申出がなかったため、開催しません。

まちづくり推進課 都市整備係 ☎ 582-2124

マイナンバーカード 休日窓口を開庁【予約制】

■日時 1月23日回、2月13日回、27日回
9:00～12:00

■場所 役場1階 税務住民課窓口

■取り扱いできる業務

- ・マイナンバーカード申請、交付、更新
- ・電子証明書の発行 ・暗証番号変更

※事前に電話予約をお願いします。予約がない場合は開庁しないためご注意ください。

☎税務住民課 住民係 ☎582-2114

働きたいあなたの 踏み出す一歩に寄り添います

県北・相双地域若者サポートステーションは、厚生労働省委託の支援機関で、「働くこと」に悩みをもっている15～49歳までの無業状態の人とその家族を対象に、相談員やキャリアコンサルタントによる個別（家族）相談、就職活動に必要な講座・職場体験など、一人一人に合わせたサポートを提案しています。一人で悩まずに、まずは気軽に問い合わせください。

■開所日時

- ・月曜日、水曜日
金曜日、土曜日
…10:00～18:00（月2回）
- ・火曜日、木曜日
…10:00～19:00

☎県北・相双地域若者サポートステーション
☎563-6222

▶ 詳しい内容は、県北・相双地域若者サポートステーションのホームページをご覧ください。



福島県コロナ禍における女性のつながりサポート事業

サロンはいむ 出前カフェオープン

お茶を飲みながら、一緒に小物づくりを楽しみませんか。家庭のこと、子どものこと、健康面、経済面の悩みなど、何でも気軽にご相談ください。申し込みは不要です。

■日時 1月23日回 10:00～15:00

■場所 イコーゼ キッズルーム

☎社会福祉法人福島敬香会

母子生活支援施設 福島敬香ハイム

☎522-3245

（月・水・金曜日 10:00～15:00）

国民年金保険料の納付は 口座振替がお得です

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、安心確実な口座振替をおすすめします。納付のために金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなくてとても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とすことで月々50円割引となる早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

なお、令和4年4月からの6か月前納、1年前納、2年前納を希望する人は、**2月末日まで**に申し込みください。

■必要書類など

口座振替納付申出書（役場または年金事務所で配布）、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印

■申請場所（いずれか）

役場 税務住民課 住民係、東北福島年金事務所、預金口座をお持ちの金融機関（ゆうちょ銀行を含む）

☎税務住民課 住民係 ☎582-2114

東北福島年金事務所 ☎534-0444

戸籍の附票の様式が変わりました

■変更内容

- ①「生年月日」・「性別」が追加されます。
- ②「本籍」・「筆頭者氏名」が原則省略となります。
- ③「在外選挙人登録情報」が記載できます。

■注意事項

- ・「生年月日」および「性別」は令和4年1月11日より前に戸籍から除かれた人や削除または改正された戸籍の附票には記載されません。
- ・「本籍」「筆頭者氏名」および「在外選挙人登録情報」は、記載の有無を選択できます。
- ・「在外選挙人登録情報」は、在外選挙人の登録をした人のみ、登録地や登録年月日が記載されます。

☎税務住民課 住民係 ☎582-2114

住民票など証明書交付の窓口延長

■日時 毎週木曜日（祝日除く）19:00まで

■内容

①証明書等の交付

住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、税証明書

②マイナンバーカードの申請、交付、更新

※当日17:00までに電話予約が必要です。

☎税務住民課 住民係・収納係 ☎582-2114

被害多発中

水道管の凍結・破裂に注意しましょう

寒波の影響により、水道破裂の被害が多発しています。冬場に気温が氷点下になる場合は、水道管や蛇口、水道メーターが凍結し水が出なくなり、破裂して水漏れが発生することがありますので、事前に凍結防止対策をお願いします。水道管や蛇口が破損したときは、メーターボックス内のバルブで水を止め、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■凍結を予防するには…

凍結を防ぐには、屋外などのむき出しになっている水道管や蛇口に使わなくなった古い毛布などの保温材を当て、その上からビニールテープをすき間なく巻きます。

また、メーターボックスの中は、発泡スチロールなどの保温材を水道メーターの周りに詰めると効果的です。

■凍結してしまったら…

それでも水道管や蛇口が凍結した時は、凍ってしまった場所にタオルなどを巻き付けて 40℃くらいのぬるま湯をかけてゆっくり溶かします。

※直接熱湯をかけると、急激な温度変化で水道管が破裂する場合がありますので、注意してください。

■水道メーター検針ができない時は翌月精算します

積雪により毎月の検針作業ができない場合があります



す。その時は、前年同月と同じ使用水量で請求させていただきます。過不足分は翌月の検針で精算します。

■いつもより使用水量が多いかも…?

そんな時は、自分でできる漏水調査を!

漏水は自分で簡単に確認することができます。家にある蛇口を全て閉めて、水道メーターのパイロットをじっと見てみてください。このときにパイロットが少しでも回っていると、どこかで漏水していますので、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

工事事業者一覧



被害多発中により、作業まで日数がかかる場合があります。被害を出さないためにも、左記のとおり事前の水道管の凍結・破裂防止対策へご協力をお願いします。

■検針にご協力をお願いします

正確な水道メーター検針をするために、メーターボックスの上に物を置いたり、雪を積んだりしないでください。また、ペットはメーターボックスから離れた場所で飼うようにご協力をお願いします。

☎ 上下水道課 業務係 ☎ 582-1100

町道などの除雪について

町では、冬期の円滑な交通を確保するため、町道（主要道路や通学路）の除雪作業を行っています。除雪作業にあたり、以下の点についてご理解ご協力願います。

■お願い

- 路上駐車をしないでください。
- 道路にはみ出た樹木の枝を切ってください。
- 除雪作業車には近づかないでください。
- 雪の状態により除雪作業後、玄関口に雪が残る場合がありますが、ご了承願います。

除雪にご協力いただける方へ

町道の除雪作業にご協力いただける団体または個人に対して、燃料や融雪剤などを支給しています。

除雪活動を申請される場合は、下記までご連絡をお願いします。



☎ 地域整備課 管理係 ☎ 582-2127

コンビニなら交付手数料半額

マイナンバーカードで住民票と印鑑登録証明書が取得できます。

取得できる証明書	手数料	請求できる範囲	利用日時	半額期限
住民票の写し	1通 300円	桑折町に住民登録している本人・同一世帯の人	毎日 6:30 ~ 23:00	令和5年3月31日まで 期間限定
印鑑登録証明書	↓ 150円	桑折町に印鑑登録をしている本人	(メンテナンス日除く)	

■必要なもの

- マイナンバーカード (利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号 (数字4桁)

■利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、マルチコピー機が設置されている店舗 (手数料減免事由に該当し、無料となる場合は、役場窓口での請求交付となります。)

☎ 税務住民課 住民係 ☎ 582-2114